

別添 5 4

令和 2 年 1 月

## 選任手続に関する F A Q

東京地方裁判所刑事部

## 目次

第1 裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）等送達後.....	3
1 電話による辞退等の申出.....	3
(1) 裁判員等選任手続期日への出席を辞退したいとの電話連絡.....	3
(2) 辞退の承認がされたかどうかの問い合わせ.....	4
(3) 遠隔地に居住していることを理由とした辞退に関する問い合わせ.....	4
(4) 候補者が既に死亡した旨の電話連絡.....	5
2 参加を前提とした問い合わせ.....	5
(1) 事前にどのような準備をすべきかという問い合わせ.....	5
(2) 身体の不自由な候補者からの出頭に必要な配慮についての相談.....	5
(3) 一時保育・介護利用についての問い合わせ.....	6
(4) 有名人であることによる出頭に必要な配慮についての相談.....	6
(5) 選任期日に遅刻するとの事前連絡.....	6
(6) 島しょ部在住者からの宿泊先についての相談.....	6
(7) 旅費・日当についての問い合わせ.....	7
3 マスコミ対応等.....	7
(1) 呼出取消しの状況や出頭見込みなどのマスコミからの問い合わせ.....	7
(2) 裁判員裁判傍聴に関する一般の方からの問い合わせ.....	7
第2 選任手続当日 .....	8
1 欠席・遅刻者対応.....	8
(1) 出頭が困難になったとの電話連絡.....	8
(2) 遅刻するとの電話連絡.....	8
2 出頭候補者への対応 .....	8
(1) 体調不良の申出.....	8
(2) 不安を訴えられた場合.....	9
(3) 待たされることに対する不満の申出.....	9
3 マスコミ対応等.....	9
(1) 出頭候補者数や辞退承認数等などのマスコミからの問い合わせ.....	9
(2) 候補者の付き添い家族・友人からの問い合わせ.....	10
4 通勤災害 .....	10
出頭途中又は帰宅途中に事故に遭って負傷したとの相談.....	10

## 第1 裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）等送達後

### 1 電話による辞退等の申出

#### (1) 裁判員等選任手続期日への出席を辞退したいとの電話連絡

質問票回答における虚偽記載の制裁の担保との関係等もあるので、書面による申立て（刑訴規則296条）を促すのが原則であるが、候補者の事情によつては、電話聴取書で対応することが相当な場合もあるので注意する。

この前提のもと、辞退希望の電話連絡を受けた場合、書記官室で対応する範囲について、あらかじめ各裁判体の方針を確認しておく。

#### （対応の基本）

- ① 候補者のID番号（呼出状バーコード下に印字あり）、お名前、御住所、生年月日等を述べていただき、本人確認をする。
- ② 「質問票」が提出されているか否かを、確認する。
- ③ 折り返し連絡が可能な携帯電話等を確認する。

その上で、辞退事由について、質問票に沿って説明し、選任手続期日が切迫しているかどうかで、次のとおり対応する。

1 質問票への回答や疎明資料の返送をしてもらう期間的余裕のある場合、質問票に必要事項を記入してもらい、裁判所に返送してもらう。

ただし、質問票の返送が困難であると判断した場合、裁判体の了解のもと、電話聴取書を作成する。

- ① 裁判所の判断結果を質問票返送期限の10日後までにお知らせすること
- ② 辞退が認められなかった場合は辞退不承認の連絡文書が届くので、そのときは裁判員選任手続期日に出席していただく必要があることを伝える。

2 期日が切迫している場合（第2の1(1)も参照）

辞退申出内容を聴取し、電話聴取書を作成する。同聴取書をもとに裁判体に報告し、裁判体の指示を仰いだ上で迅速に対応する。

## (2) 辞退の承認がされたかどうかの問い合わせ

選任手続記録で呼出しが取り消されたかを確認の上、

### 1 呼出取消しがなされた候補者について

呼出しを取り消した旨を適宜の方法により通知する必要がある。呼出取消通知書を普通郵便で郵送したことを伝える。未発送の場合は、早急に普通郵便で郵送するか、もしくは本人の場合、郵送に代えて、この電話で通知し、通知した旨を記録上明らかにしておく（呼出候補者一覧表の備考欄に付記する。）。

### 2 呼出取消しがなされていない候補者について

#### (1) 辞退判断前

質問票返送期限の10日後までに、裁判所の判断結果をお知らせする予定であるからお待ちいただくようお伝えする。辞退が認められなければ、選任手続期日に出頭するように伝える。また、選任手続期日に、裁判長から詳しい事情を直接お伺いすることもあわせて説明する。

#### (2) 辞退を認めない旨の判断済みの場合

辞退が認められなかった旨のお知らせ文書を発送した（発送する予定である）こと、選任手続期日に、裁判長から事情を直接聴く可能性があることを伝え、裁判所に出頭するように促す。

## (3) 遠隔地に居住していることを理由とした辞退に関する問い合わせ

辞退政令5号に該当するには、管轄区域外に居住している必要がある。管轄区域内の島しょ部は遠隔地に当たらないので、候補者の住所が管轄区域外であることを確認する。

### 1 管轄区域外である場合

- (1) 現在の住所や裁判所までの交通手段、所要時間など、裁判所へ出頭するところが難しい理由を、期間的余裕があれば、質問票に必要事項を記入してもらい、裁判所に返送してもらう。
- (2) 余裕がなければ、電話聴取書等を基に裁判体に指示を仰いだ上で対応する。

### 2 管轄区域内である場合

- (1) 遠隔地を理由に辞退を申し立てることができないことを伝える。
- (2) その他の辞退事由がある場合は、期間的余裕があれば、質問票に必要事項を記入してもらい、裁判所に返送してもらう。
- (3) 余裕がなければ、電話聴取書等を基に裁判体に指示を仰いだ上で対応する。

#### (4) 候補者が既に死亡した旨の電話連絡

お悔やみを申し上げた上で、①候補者のID番号（呼出状バーコード下に印字あり）、お名前、御住所、生年月日等で亡くなられた候補者を確認、②お電話をいただいた方の候補者本人との身分関係、③死亡年月日を聴取し、お電話をいただいたことにお礼を述べ、候補者が亡くなられたことの届出を区役所に提出しているかを確認した上で電話を切る。特に戸籍等の取り寄せは行わず、電話聴取書を基に呼出取消しの手続をする。

## 2 参加を前提とした問い合わせ

#### (1) 事前にどのような準備をすべきかという問い合わせ

刑事裁判の流れや分からぬ専門用語等は、担当の裁判官が分かりやすく説明するので、特別な準備は必要ない旨を伝える。

そうは言っても候補者は不安であろうから、最高裁HP（裁判員制度Webサイト）を紹介したり、送付済みの裁判員制度ナビゲーションや裁判員制度Q&Aをお読みいただくよう促す。

#### (2) 身体の不自由な候補者からの出頭に必要な配慮についての相談

1 ①障害の内容、②参加を希望する場合は必要とされる配慮等及び、③当日の移動経路やタクシー等の利用の有無等について聴取し、電話聴取書を作成する。その後、選任手続期日等の対応について、裁判体、裁判員係の担当者と検討し、候補者との対応は裁判員係に引き継ぐ。

なお、担当書記官は、審理のあり方に影響するような障害をもつ候補者がいることを、裁判員等選任手続期日に相当程度先だって、担当検察官や担当弁護人に知らせる（「候補者の中に点字翻訳を要する視覚障害者がいる」といった程度の情報であれば法31条の趣旨に反しないであろう。）。

2 タクシーや自家用車の利用がやむを得ない場合には、電話聴取書を作成し、自家用車の場合は、ナンバー・車種等も聴取して、裁判員係に引き継ぎ、身障者用の駐車場の確保を高裁管理課に依頼してもらう。

### (3) 一時保育・介護利用についての問い合わせ

候補者の家族について一時保育及び介護サービスを利用しないと出頭困難な候補者については、裁判員係で対応しているので、裁判員係へ取り次ぐ。

裁判員係では、一時保育の場合には、候補者が利用したい区の窓口を紹介し、介護の場合には、介護者が居住している区の窓口を紹介している。

### (4) 有名人であることによる出頭に必要な配慮についての相談

単に、芸能人だという理由だけでは特別な配慮はしないが、人気タレントなどの有名人である場合、当日の選任手続に支障が出るおそれがあるので、そのような情報が質問票等で判明した段階で、裁判長に報告し、指示を仰ぐ。

また、裁判員係の担当者とも情報を共有しておく。

### (5) 選任期日に遅刻するとの事前連絡

- 1 期日の出欠に必要な範囲で事情を聞き、どうしても調整できない事情があるか、来院時刻がどのくらいになるのかを確認する。
- 2 原則として選任手続期日開始後15分以内に到着が見込めない者には、出頭を指示せず、欠席扱いにする旨を伝えて、後日また別の事件で呼ばれる可能性があることを伝える対応後、その旨速やかに裁判長に報告する。
- 3 期日開始後15分以内に到着が見込める場合、できるだけ指定された時間間に合うように裁判所に出頭するように伝える。

### (6) 島しょ部在住者からの宿泊先についての相談

裁判所では宿泊施設のあっせんは行っていないので、候補者御自身でホテルの予約等を行っていただくことになる。

## (7) 旅費・日当についての問い合わせ

旅費・日当についての問い合わせは、裁判員係で対応しているので、裁判員係へ取り次ぐ。

裁判員係では、問い合わせに応じて、システムでの認定経路や日当額等について回答する。

## 3 マスコミ対応等

### (1) 呼出取消しの状況や出頭見込みなどのマスコミからの問い合わせ

報道対応は全て総務課広報係を窓口として一本化しているので、広報係（又は広報担当の総務課課長補佐）へ取り次ぐ。

### (2) 裁判員裁判傍聴に関する一般の方からの問い合わせ

通常事件と同様に、次のとおり回答する。

#### 1 傍聴券交付がない場合

裁判の傍聴は、予約を必要とすることなく傍聴席が空いていれば自由に傍聴することができるので、法廷の入口に貼ってある注意事項を確認のうえ傍聴するように伝える。

なお、裁判所ホームページ（「裁判所トップページ - 各地の裁判所 - 東京地方裁判所 - 本庁・立川支部の裁判員制度関連情報 - 開廷期日情報（東京地方裁判所）」）に開廷期日情報が掲載されている事件があるのでそちらでも確認できる旨を伝える。

#### 2 傍聴券交付をする場合

著名事件など、傍聴人が多数予想される場合は、裁判所の判断で抽選による傍聴券を配布するので、抽選時間、抽選場所などの情報を伝える。

なお、裁判所ホームページでも確認できる旨を伝える。

おつて、裁判員等選任手続は非公開なので、傍聴は認められない。

## 第2 選任手続当日

### 1 欠席・遅刻者対応

#### (1) 出頭が困難になったとの電話連絡

候補者から具体的な事情(例えば、仕事が理由である場合には、「仕事上の重要な用務であって、自らがこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある」場合には、担当している職務の代替性(代わりにできる人がいるか)や日程の変更ができるかなどを聴取し、連絡可能な連絡先(携帯電話番号等)を確認しておき、折り返し連絡する旨伝える。

電話聴取書を作成のうえ、辞退を認めて呼出取消しをするかどうか、すぐに裁判長の判断を仰ぐ。

速やかに判断結果を候補者に伝える。

#### (2) 遅刻するとの電話連絡

- 1 遅刻理由、現在の居場所、(交通機関の事情であれば)交通機関は動いているか、動いてなければ代替手段があるか、到着時刻の見込みなどを確認する。
- 2 原則として選任手続期日開始後15分以内に到着が見込めない場合には、出頭を指示しない。ただし、交通機関の遅延等、候補者の責めに帰すことができないやむを得ない事情があり、交通費が発生している場合は、裁判員係に引き継ぐ。裁判員係において、交通費(金額)を確認し、旅費請求書を郵送する。
- 3 受付締切後(全体質問終了後)に出頭した候補者については、欠席扱いとし、旅費の取扱いについては裁判員係から裁判長に判断を仰ぐ。

### 2 出頭候補者への対応

#### (1) 体調不良の申出

体調不良者の症状について、次のとおり対応する。

##### 1 症状が軽度の場合

担当部の責任者に連絡するとともに、①別室(刑訟待機室等)で休ませるか、②休養室で休ませる(常時裁判員係又は公判部職員が付き添う)。

※休養室で休ませる場合は、案内担当者(公判部職員又は裁判員係)が

[REDACTED]から [REDACTED]休養室又は [REDACTED]

休養室の鍵を借用の上、候補者を[ ]休養室又は[ ]休養室に案内する。

## 2 症状が重い場合

「救急連絡票」に基づいて確認し、「急患発生時の連絡経路」のとおり、刑事訟廷管理係（内線[ ]）を通じて関係部署に情報を伝達する。

案内担当者（公判部職員又は裁判員係）は、別室（休養室や医務室等）に候補者を案内する。

### (2) 不安を訴えられた場合

- 1 候補者から何に不安を持っているのか、事情をよく聴く。
- 2 候補者から聴取した不安の内容に応じて、制度の説明をするなどして、不安を取り除く。
- 3 周りの候補者へ影響が出る、手続の進行に支障が出るなどの場合には、別室（待機室等）に案内し、個別に事情を聴く。

（注）不安を訴える候補者の方は、不安を訴える相手として貴方を選んだのだから、他の人に対応を依頼し、自分は他の対応に行かないように心がける。1人での対応が難しければ、他の人の応援を頼むようとする。

### (3) 待たされることに対する不満の申出

- 1 現在行われている手続の説明をするとともに、不満を言われた後の予定及び予定時間を丁寧に説明する（最終的には、時間を要するが、この手続により公正な裁判員選任手続が行われることを説明し、理解、協力をいただく）。
- 2 周りの候補者へ影響が出る、手続の進行に支障が出るなどの場合には、別室（待機室等）に案内し、個別に事情を聴く。
- 3 自らの対応では納得いただけないようであれば、対応者を交代する（早めに責任者へヘルプを求める。）

## 3 マスコミ対応等

### (1) 出頭候補者数や辞退承認数等などのマスコミからの問い合わせ

報道対応は全て総務課広報係を窓口として一本化しているので、広報係（又は広報担当の総務課補佐）へ取り次ぐ。

## (2) 候補者の付き添い家族・友人からの問い合わせ

候補者に（身体障害等を理由に）付添人がいる場合に、付添人は、候補者待合室や質問手続室に入室することができない。

付添人からどこで待機していればよいのかや当日のタイムスケジュールを尋ねられた場合は、裁判員係で対応するので、刑訟待機室へ引き継ぐ。

## 4 通勤災害

### 出頭途中又は帰宅途中に事故に遭って負傷したとの相談

候補者は、裁判員・補充裁判員と同様に、裁判や評議に参加するために裁判所に出頭する往復の経路において、交通事故等の災害に遭った場合には、国家公務員災害補償法等で定める支給要件を満たす限り、補償を受けることができる。

候補者が裁判所への行き帰りで事故に遭って怪我をされた旨の連絡を受けた場合は、平成21年2月13日付け事務局長事務連絡「裁判員、補充裁判員、裁判員候補者及び選任予定裁判員の災害補償について」に基づき、聴取書を作成し、人事課給与第一係に報告（写しを裁判員調整官にも提出）する。